

○ 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文
 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中期目標管理法人の長への届出） 第十六条 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする中期目標管理法人役員（同項に規定する中期目標管理法人役員をいう。次項、第三項及び第四項第二号において同じ。）は、総務省令で定める様式に従い、中期目標管理法人の長に届出をしなければならない。</p> <p>2 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法人役員は、当該届出に係る第四項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法人の長に届け出なければならない。</p> <p>3 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法人役員は、当該届出に係る約束手続を失ったときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法人の長に届け出なければならない。</p> <p>4 通則法第五十条の七第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 中期目標管理法人役職員の地位</p> <p>三 再就職の約束をした日以前の中期目標管理法人役員（通則法第五十条の四第一項に規定する中期目標管理法人役員をいう。第十号において同じ。）としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日がなかった場合には、その旨）</p> <p>四 再就職の約束をした日</p> <p>五 離職予定日</p>	<p>（中期目標管理法人の長への届出） 第十六条 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする中期目標管理法人役員（同項に規定する中期目標管理法人役員をいう。以下この条において同じ。）は、総務省令で定める様式に従い、中期目標管理法人の長に届出をしなければならない。</p> <p>2 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法人役員は、当該届出に係る第四項第四号から第八号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法人の長に届け出なければならない。</p> <p>3 （同上）</p> <p>4 通則法第五十条の七第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 中期目標管理法人役職員の地位 （新設）</p> <p>三 再就職の約束をした日</p> <p>四 離職予定日</p>

<p>六 再就職予定日</p>	<p>七 再就職先の名称及び連絡先</p>	<p>八 再就職先の業務内容</p>	<p>九 再就職先における地位</p>	<p>十 離職後の就職の援助（最初に中期目標管理法 人役職員となつた後に行われたものに限る。以下この号 において同じ。）を行った者の氏名又は 名称及び当該援助の内容（離職後の就職の 援助がなかつた場合には、その旨）</p>
<p>五 再就職予定日</p>	<p>六 再就職先の名称</p>	<p>七 再就職先の業務内容</p>	<p>八 再就職先における地位</p>	<p>（新設）</p>